

利用登録時の注意事項等

1. 電子入札の対象となる案件について

建設工事およびこれに関連する測量調査、先鋭等の業務にかかる入札を対象とします。

2. 電子入札参加登録について

滋賀県への電子入札参加登録をされていても、当公社の電子入札には参加できません。必ず当公社の電子入札参加の登録を行って下さい。

3. 電子入札システムへの登録について

(1) 登録方法

当公社の電子入札システムへの利用者登録は、直接当公社の電子入札ポータルサイトから行って下さい。滋賀県の電子入札ポータルサイトから当公社の登録はできません。なお、滋賀県の電子入札システムに登録されていても、当公社の電子入札システムに登録されていないと、当公社の電子入札には参加できません。

(2) 登録番号

登録番号は、登録名称は、滋賀県から「滋賀県電子入札システムにおける業者番号の交付について（通知）」により通知されている番号を使って登録して下さい。ただし、県の登録番号は10桁ですが、公社の登録番号は9桁ですので、次のよう県から通知を受けた番号の左1桁を削除した番号で登録して下さい。

滋賀県への登録番号 0 0 0 0 0 1 2 3 4
(この桁を削除する。)

公社への登録番号 0 0 0 0 1 2 3 4

(3) 登録名称

登録名称は、滋賀県から「滋賀県電子入札システムにおける業者番号の交付について（通知）」により通知されている名称で登録して下さい。ただし、公社の場合半角文字での登録ができないので、必ず全角文字で登録して下さい。

滋賀県の場合 **ビワコ**建設（株）

公社の場合 **ビワコ**建設（株）

(4) 登録番号および名称が不明の場合

上記の番号および名称が不明の場合は、登録番号および登録名称を滋賀県に再度確認のうえ、登録して下さい。

(5) 滋賀県の電子入札システムへの登録との関係

当社の電子入札システムへの登録番号および登録名称は、滋賀県から通知のあった業者番号および業者名称を基本としますので、まだ滋賀県から滋賀県の電子入札システムに登録するための業者番号および業者名称の通知を受けられていない場合は、滋賀県から番号と名称の通知を受けるために必要な手続き等を行って下さい。

4. ICカードの有効期限と落札決定について

滋賀県の電子入札システムでは、ICカードの有効期限が切れる前に応札していれば、開札時にその応札時に使用したICカードの有効期限が切れている場合であっても、その入札は有効となりますが、当社の電子入札システムでは、開札時にICカードの有効期限が切れている場合は、その入札は無効となりますので、注意して下さい。

5. ICカードの準備

既にICカードを取得されている場合は、新たにICカードを取得する必要はありません。取得済のICカードで登録が可能です。

6. 土地開発公社および住宅供給公社の登録との関係

当社の電子入札システムに登録されても、他の公社の電子入札には参加できません。他の公社の電子入札に参加を希望される場合は、**必ず各々の公社の電子入札システムに、参加者登録をして下さい。**

7. システムの運用時間

当社の電子入札システム運用時間は次のとおりです。なお、滋賀県の時間とは異なりますので注意して下さい。

○ 電子入札システム

8 : 30 ~ 20 : 00

○ 入札情報公開システム

6 : 00 ~ 23 : 00